

第2条（報酬）

1. 甲は、コンサルティング料として、被採用者1名ごとに、当該被採用者の理論年収の25%（税別）を乙に支払うものとする。

但し、非常勤の場合のコンサルティング料の下限を30万円（税別）とする。

2. 上記「理論年収」は、次の算式により計算する。

（1）常勤職員の理論年収

（基本給＋職務手当＋住宅手当＋家族手当＋その他定期的に毎月支給される手当（但し、交通費は除く）＋同職務同年齢者の月平均超過勤務手当）×12

＋（同職務同年齢者の前年実績賞与支給額）

なお、被採用者の給与が年俸制の場合は、入社初年度1年間の年俸額を理論年収とする。但し、年俸が「固定報酬＋成果報酬」で決定される場合は、（固定報酬＋期待する業績を達成した場合の成果報酬）より導いた年俸額を理論年収とする。

（2）非常勤職員の理論年収

時給×1週当たりの労働時間×52週

3. 雇用時の契約において非常勤職員として採用しても、あらかじめ常勤職員になる時期が確定している場合、または入社後12か月以内に常勤職員に転換した場合は常勤職員としてコンサルティング料を算出するものとする。なお、甲は支払済みのコンサルティング料に不足額がある場合は、その不足額を乙に対して支払う。

4. 被採用者が自己都合により入社後90日以内に甲を退職した場合、乙は退社時期に応じて、受領したコンサルティング料を、下記の表に従い甲に返還するものとする。

退社時期	返還するコンサルティング料
入社から7日以内	100%
入社から30日以内	80%
入社から60日以内	50%
入社から90日以内	20%

なお、被採用者が、本人の死亡や、地震、災害、暴動、事故等により発生したもので且つ甲または乙が回避不可能な理由や、自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合や整理解雇等の会社都合退職の場合を含む）は、上記の報酬返還は適用されない。